

議案第76号

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、公用車による事故について、損害賠償のうち物損に係る部分に関し、下記のとおり和解により額を決定するため、議会の議決を求める。

記

1 和解の相手方 省略

2 事案の概要

令和8年6月9日（火）8時32分頃、公用車を運転中、みやき町大字市武1381番地先の三根庁舎北西の交差点を東から西へ通過する際、北から南へ走行してきた相手車両に衝突した事案である。

本件は、本町職員が運転する公用車と相手車両が走行中に起こした事故であり、双方が責任割合に応じて損害額を負担することにより和解しようとするものである。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として1,115,904円を支払う。

相手方は、町に対し、損害賠償金として176,851円を支払う。

令和 8 年 9 月 2 日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、公用車による事故について、損害賠償のうち物損に係る部分に関し、和解により額を決定するため、議会の議決を求めるものである。

